

第25 フード等用簡易自動消火装置

1 用語の意義

- (1) フード等用簡易自動消火装置とは、「フード・ダクト用簡易自動消火装置」、「ダクト用簡易自動消火装置」、「レンジ用簡易自動消火装置」、「フライヤー用簡易自動消火装置」、「フード・レンジ用簡易自動消火装置」、「フード・フライヤー用簡易自動消火装置」及び「下引ダクト用簡易自動消火装置」をいう。
- (2) 防護対象部分とは、フード等用簡易自動消火装置によって消火すべき対象部分をいう。
- (3) フード・ダクト用簡易自動消火装置（以下「フード・ダクト用」という。）とは、フード部分及び排気ダクト内部を防護対象部分とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。
- (4) ダクト用簡易自動消火装置（以下「ダクト用」という。）とは、排気ダクト内部を防護対象部分とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するもので、複数の排気ダクトが存在する場合に、フード・ダクト用と組み合わせて使用するものをいう。
- (5) レンジ用簡易自動消火装置（以下「レンジ用」という。）とは、レンジ部分を防護対象部分とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。
- (6) フライヤー用簡易自動消火装置（以下「フライヤー用」という。）とは、フライヤー部分を防護対象部分とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。
- (7) フード・レンジ用簡易自動消火装置（以下「フード・レンジ用」という。）とは、フード部分及びレンジ部分を防護対象部分とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。
- (8) フード・フライヤー用簡易自動消火装置（以下「フード・フライヤー用」という。）とは、フード部分及びフライヤー部分を防護対象部分とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。
- (9) 下引ダクト用簡易自動消火装置（以下「下引ダクト用」という。）とは無煙ロースター等燃焼排気ガスを強制的に床下等の下方に引き、排気するガス機器（以下「下方排気方式ガス機器」という。）内部及びこれに接続する排気ダクト内部を防護対象部分とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。

2 フード等用簡易自動消火装置の構造及び性能の基準

安全センターで性能評定を受けたものとする。

3 設置基準

(1) 設置区分

フード等用簡易自動消火装置は、防護対象部分の種類に応じ、次により設置すること。

ア フード部分と排気ダクト内部は同時に消火薬剤を放出するものであること。

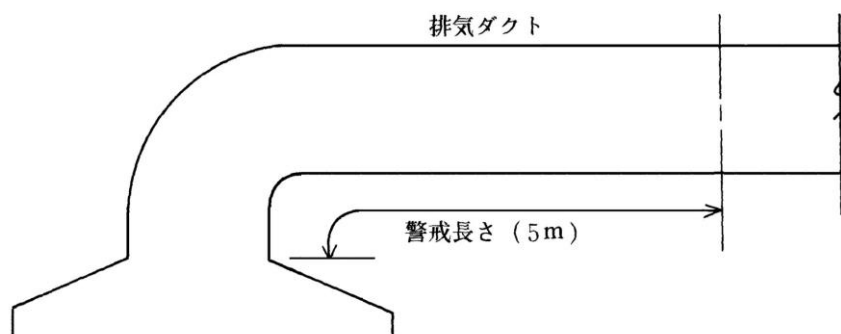
ただし、排気ダクト部分に防火上有効な措置を講じ、フード・レンジ用又はフード・フライヤー用を設置した場合は、この限りでない。

イ フード等用簡易自動消火装置の種別に応じ、防護対象部分に適するものを設置すること。なお、フライヤー用及びフード・フライヤー用のうちレンジ部分を有効に消火できるものについては、レンジ部分を防護対象部分に含めて差し支えないこと。

(2) フード・ダクト用の基準

ア 排気用ダクトの断面積、警戒長さ（排気用ダクト又はその部分で、フード・ダクト用の防護対象部分に含まれる部分の長さをいう。以下同じ。）及び風速等に応じて、有効な消火ができるように、十分な消火薬剤量並びに感知部及び放出口を設置すること。

イ 排気用ダクトの長さが5mを超える場合には、標準的な警戒長さを排気用ダクトの入口から5mまでとすること。（第25－1図参照）



第25－1図

- ウ 排気用ダクトの警戒長さ5m以内の箇所内で分岐等され、ダクトの断面積が異なる場合は、警戒長さの範囲内における排気用ダクトの最大断面積をもってダクト断面積とすること。
- エ 排気用ダクトの内部の風速が5m/秒を超える場合には、警戒長さを10mとし当該警戒長さを有効に消火できるようにフード・ダクト用及びダクト用簡易自動消火装置を設けること。
- オ 排気用ダクト内に設けたダンパーを起動装置と連動して閉鎖することにより消火する方式のものにあっては、当該ダンパーは排気用ダクト火災を有効に消火できる位置に設置すること。
- この場合、フード部分から当該ダンパーまでの排気ダクト内容積に応じた十分な消火薬剤量が確保されたものであること。
- カ 警戒長さ5m以上又は風速5m/秒を超える排気用ダクトに複数の放出口を設置する場合は、全ての放出口から一斉に消火薬剤を放出できる型式のものを設置するか、又はそれぞれの装置を連動起動する方式とすること。
- キ 2以上のフードが同一排気用ダクトに接続されている場合にあっては、排気用ダクト長さ・風速・分岐等を考慮し当該排気用ダクト部分を有効に消火できるようフード等用簡易自動消火装置を設けること。
- ク 放出口は、消火薬剤の放出によって可燃物が飛び散らない箇所に設置すること。
- ケ 消火薬剤の貯蔵容器及び加圧用ガス容器は、周囲温度40℃以下で温度変化の少ない場所に設置すること。
- コ 手動起動装置は、火災のときに容易に近接することができ、かつ、床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の箇所に設けること。
- サ 起動装置が作動した旨の表示を常時人のいる場所（防災センター）等へ移報すること。
- ただし、平屋建て等で移報の必要がないと認められる場合、又は、既存防火対象物で移報回路の施工が困難な場合で、作動した旨を有効に知らせることのできる警報装置を有している場合にあっては、この限りでない。
- シ サにより移報された表示は、厨房等の防火対象物の部分ごとの表示がなされるものであること。
- (3) ダクト用の基準
- フード部分に関する事項を除き、(2)の規定の例によること。
- (4) レンジ用、フライヤー用、フード・レンジ用又はフード・フライヤー用の基準(2)クからシの規定の例によるほか、次により設置すること。
- ア フード、レンジ又はフライヤーの大きさ及び形状に応じて、十分な消火薬剤量及び公称防護面積を有するものを設置すること。
- イ 消火薬剤に二酸化炭素又はハロゲン化物消火薬剤（ハロン1301を除く。）を使用するものは、規則第11条第2項に定める部分には設置しないこと。
- ウ レンジ用又はフライヤー用簡易自動消火装置を設置する場合は、1の装置で必要とされる防護対象部分等を包含できる公称防護面積等を有するものを設置することを原則とするが、次の場合にあっては、複数の装置を組み合わせることで設置することができるものであること。
- なお、組み合わせる場合は、同一型式のものを使用するほか相互に起動装置を連動させること。
- (ア) 同一フードに複数のダクトの立上りがある場合
- (イ) 防護対象部分が大きく、1の装置の公称防護面積範囲では対応することができない場合
- (5) 下引ダクト用の基準
- (2)イ、ケ及びサの規定の例によるほか、次により設置すること。
- ア 下方排気方式ガス機器内部及び接続するダクトの容積並びに風速等に応じて十分な消火薬剤量を、また、感知部及び放出口は、下方排気方式ガス機器の構造に応じて製造者が指定する位置に有効に感知及び消火ができるよう設置すること。
- イ 1の下引ダクト用に複数の放出口を設置する場合には、すべての放出口から一斉に消火薬剤を放出できるように設置すること。
- ウ 下方排気方式ガス機器ごとに下引ダクト用を設置すること。
- エ 手動起動装置を下方排気方式ガス機器内部に設ける場合は、容易に操作できるよう設置すること。
- (6) 他の装置又は機器との関係
- ア 排気用ダクト部分で警戒長さの範囲内に防火区画のためのダンパーが設置されている場合には、当該ダンパーの設置によりフード等用簡易自動消火装置の機能及び性能に障害が生じないように設置すること。
- イ フード等用簡易自動消火装置の作動と連動、又は、立消え安全装置の作動により燃料用ガス等の供給が自動的に停止するものであること。
- ウ フード・ダクト用とレンジ用又はフライヤー用とを併設する場合には、各装置の機能に支障が生ずるおそれのない範囲で、消火薬剤貯蔵容器等の一部を共用して差し支えないものとする。

(7) 配線等

配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次のア及びイにより設置すること。

ア 電源は、分電盤から専用回路とすること。

イ 電源の配線用遮断器には、「フード等用簡易自動消火装置用」のものである旨を表示すること。

(8) 点検口の設置

フード等用簡易自動消火装置の感知部又は放出口等は外部から容易に点検及び清掃ができるよう点検口等を設けること。

4 消防用設備等の代替措置等

(1) この基準に適合するフード等用簡易自動消火装置は、「既存防火対象物に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」（昭和50年7月10日付け消防安第77号）別記第1・4(2)中の「有効な自動消火装置」に該当するものであること。

(2) この基準に適合するフード等用簡易自動消火装置（フード・ダクト用、ダクト用、及び下引ダクト用を除く。）を設置した厨房等の防火対象物の部分については、規則第6条第5項により算定した消火器具の能力単位を5分の1未満に限り減ずることができるものであること。また、フード等用簡易自動消火装置が設置された厨房機器の部分は、規則第6条第6項の規定（歩行距離20m以下）については適用しないことができるものであること。

5 その他

(1) フード等用簡易自動消火装置は、法第17条の14の規定に準じて届け出ること。

(2) 3(1)アただし書き中の「防火上有効な措置」とは、排気ダクト部分にアクアクリーンシステム（アクアクリーンフィルター内に常時貯水した水がダクト排風機の吸引力によりバブリング現象を起こし、水滴を含んだ空気がエルミネータを通過することにより、レンジ部分等の火災による高熱空気及び炎を排気ダクト内に伝播させない装置）を設置する場合等をいうものであること。

(3) 下方排気方式ガス機器には、条例第4条の4第1項第2号に規定する「天蓋」と同等の性格を有する部分があることから、当該部分を「フード」とみなして、同項第3号及び第4号を準用すること。

(4) この基準の施行（平成31年4月1日）の際、現に設置されているフード等用簡易自動消火装置にあつては、店舗改修等の機会をとらえ、本基準に適合させること。